

平成18年6月12日

## 平成18年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

- 日 時 平成18年5月30日（火）13:30～15:00
- 場 所 群馬県庁 2階 ビジターセンター
- 講 演 者 （社）全国消費生活相談員協会常任理事 上杉 裕子
- 参加人員 63名（一般消費者、地域包括支援センター職員等）

### I 講演内容の概要について

テーマ： 《 悪質商法の被害にあわないために 》

#### 1. 最近の悪質商法の傾向

- ・携帯電話やパソコンを使った被害の拡大が顕著  
→振り込め詐欺、ワンクリックによる不当請求
- ・詐欺的な利殖商法の横行  
→外国為替証拠金取引や、未公開株に関する詐欺まがいの商法など、被害額が大きくなるものが増えている。
- ・高齢者の被害の増加  
→訪問販売や次々販売等による被害が増加している。

※振り込め詐欺などの架空請求や、ワンクリックによる不当請求が増加したことを受け、消費生活相談員協会が行っている週末電話相談の件数も、ここ数年急激に増加している。

#### 2. 被害の具体的な事例

- ・年代によって被害事例は異なっている。  
悪質事業者は、狙う対象によって手段を変える。  
高齢者…訪問販売（健康食品・布団等）、点検商法（屋根・床下等）、次々販売、SF商法（健康食品・健康器具・布団）、電話勧誘販売 等
- 若 者…架空請求・不当請求（ワンクリック・アダルトサイト等）、キャッチセールス（エステ等）、（アポイントメントセールス（絵画・会員権等）、マルチ商法 等

※高齢者の場合、布団に関する被害が多い。既存の布団をどんどん下取りする形で新しい布団を置いていくため、家中が布団だらけになるようなことはなく、第三者が次々販売の被害に気づくのは難しい。

※ヤミ金やサラ金への対応は、都道府県によってまちまちであり、統一的な対応が求められている。

### 3. 被害にあってしまった時の対処法

- ・特定商取引法によるクーリング・オフを活用することで、一定期間内であれば無条件で解約できる。
- ・特定商取引法の指定商品・役務でない場合でも、事業者が不適切な行為を持って勧誘を行った場合などは、消費者契約法により取り消すことができる。また、消費者の利益を不当に害する契約条項については、無効となる。
- ・契約当事者が未成年者の場合は、原則としてその契約を取り消すことが可能。また、錯誤による無効等も主張できる。
- ・各自自治体によって定められた条例を活用することで、契約を取り消すこともできる。

### 4. 被害を防止するために

- ・家族や周囲の人に相談する（当事者が高齢者の場合は、周囲が見守ることが必要）。
- ・自分に必要のないものは、話を聞かずにはっきりと最初の段階で断る。
- ・簡単に儲かる話はないと心得る。
- ・お金をすぐに支払わない。
- ・高齢者の場合は、成年後見制度の活用や、地域権利福祉擁護事業の活用などを検討する。
- ・日頃からニュースや新聞をよく見て、最新の情報を入手する。

## II 受講者からの質問と回答（主なもの）について

質疑応答：特になし

※ 上記公演中に、15分程度の点検商法の実演を含む。

群馬県総務局県民センター

(注) この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。